

## 第23回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成31年 4月24日(水曜日)

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告
- 第 4 報告第 62号 平成30年度標茶町農業委員会業務報告について
- 第 5 報告第 63号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について 1件
- 第 6 議案第113号 農用地の賃貸借に係る合意解約について 13件
- 第 7 議案第114号 現況証明願について 3件
- 第 8 議案第115号 農業振興地域整備計画の変更について 2件
- 第 9 議案第116号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件
- 第10 議案第117号 農用地利用集積計画の作成の要請について 32件
- 第11 議案第118号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の  
点検・評価(案)について
- 第12 議案第119号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計  
画(案)について
- 第13 議案第120号 平成31年度標茶町農業委員会事業計画について
- 第14 議案第121号 農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直し  
について

### ○出席委員(14名)

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	3番 高原 文男 君
4番 橘 澄子 君	5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君
15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君	

### ○議事参与の制限を受けた委員(4名)

■番 ■ 君	■番 ■ 君	■番 ■ 君
■番 ■ 君		

### ○欠席委員(2名)

7番 森田 享子 君	14番 笛木 眞一 君
------------	-------------

### ○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 小幡 裕也 君
主任 不藤さとみ 君	主 事 大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第23回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時20分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

10番・平間君 11番・類瀬君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第23回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第62号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第62号、平成30年度標茶町農業委員会業務報告についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

報告第62号について説明させていただきます。

平成30年度標茶町農業委員会業務報告について、平成30年度標茶町農業委員会業務について、次のとおり報告するものであります。

平成30年度標茶町農業委員会業務報告書、別紙のとおりです。

平成30年度標茶町農業委員会業務報告書。

1 総会等会議招集の状況

(1) 総会等会議開催回数

定例総会、12回。

特別委員会、1回。

あっせん委員会、36回。

その他、18回。

特別委員会については、農政部会、その他については、全体協議会、広報委員会、研修委員会、農地利用状況調査等となっております。

(2) 総会等議案数及び延件数

議案、議案数75、延件数285。

報告、議案数35、延件数92。

2 農地の移動状況

(1) 農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）に基づく移動

売買あっせんについては、農地保有合理化、農家対農家、合計件数で44件、面積は830.9ha。

賃貸借のあっせんについては、農地保有合理化15件、393.7ha。

農地中間管理事業については2件、108.9ha。

農家対農家50件で、734.6ha。

使用貸借、農家対農家11件、215.3ha。

合計件数は、122件。

合計面積は2,283.4haとなっております。

(2) 農地法第3条の許可による移動

移動内容、一般相対売買による件数は19件、面積198.6ha。

使用貸借6件で、853.8ha。

交換6件で、62.4ha。

賃貸借2件、80.2ha。

(3) 農地法第3条の3の規定に基づく届出、これは相続の届出となりますが、6件で、143.9ha。

(4) 農地法第4条の規定に基づく農地転用6件、5.9ha。

(5) 農地法第5条の規定に基づく農地転用10件、18.3ha。

(6) 農地法第18条第6項の規定による合意解約43件となっております。

次のページをお開き下さい。

(7) 特定農地貸付に係る農地法の特例に関する法律に基づく貸付承認、1件。

3 委員の調査活動状況

農地法第3条の調査は33件で、委員数33名。

農地法第4条の調査は6件で、委員数22名。

農地法第5条の調査は10件で、35名。

農地法第30条の調査、これは農地利用状況調査となっております、委員数16名。

農用地利用集積計画の調査62件で、委員数62名。

農業振興地域整備計画の調査8件で、27名。

現況調査13件で、46名となっております。

4 委任業務関係

(1) 委任業務の会議開催状況、農業者経営移譲年金受給説明会を1回開催しております。

(2) 委任業務の処理状況。

農業者経営移譲年金受給裁定請求、2件。

特例付加年金裁定請求、3件。

農業者老齢年金受給裁定請求、22件。

農業者年金資格喪失届、5件。

通常加入申込・変更等届出書、22件。

政策支援加入申込・変更等届出書、2件。

死亡関係届出書、15件。

特定処分対象農地処分関係、1件。

その他の届出、7件。

農業者経営移譲年金等受給者現況届に係る証明238件。

5 その他

贈与税並びに不動産取得税に係る経営継続証明、14件。

不動産取得税の課税標準の特例控除に係る証明、23件。

現況証明、13件。

農用地耕作証明、1件。

その他の証明、10件。

その他の証明は、営農証明、過去の証明の許可済証明となっております。

この報告書につきましては、承認されたのち農業委員会ホームページにて公表していきたいと思っております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第62号は報告のとおり承認されました。

◎報告第63号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第63号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

報告第63号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

次のページに移ります。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、  
さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、大泉委員、嶋中委員。

報告年月日、平成31年4月10日。

借受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野22線東19-1。

現況地目、畑。

面積、38, 823㎡外3筆、合計120, 395㎡となっております。

年間賃貸料、89, 080円。

借受人氏名、  
さん。

賃貸借期間、広告の日から平成36年2月24日までとなっております。

続いて、土地の所在、字熊牛原野22線東10-3。

現況地目、採放地。

面積、138㎡外15筆、合計166, 697㎡となっております。

年間賃貸料、116, 860円。

借受人氏名、  
さん。

賃貸借期間につきましては、広告の日から平成36年2月24日までとなっております。

続いて、土地の所在、字熊牛原野22線東19-2。

現況地目、畑。

面積、8, 453㎡外7筆、合計206, 639㎡となっております。

年間賃貸料、114, 080円。

借受人氏名、  
さん。

賃貸借期間、広告の日から平成36年2月24日まで。

合計28筆、合計面積は493, 731㎡となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

報告第63号、番号1について報告致します。

平成31年4月10日に役場会議室において、あっせん委員がありました。

あっせん委員には、嶋中委員、大泉委員と私が指名され、事務局より相撲局長と、大河原主事が出席をし、あっせん委員長に私、渡邊が互選されました。

この農地は、  
さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が借入を実施した農地であります。

5年後に公社より取得予定の、  
さん、  
さん、  
さんへの賃貸をするものであります。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第63号、内容1件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第113号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第6。議案第113号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容13件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件を、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第113号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり13件であります。

番号1。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の表示、字塘路原野北8線101-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,290㎡外12筆、合計面積は171,287㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成26年12月30日。

契約期間、平成26年12月30日から平成36年12月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年3月19日。

土地の引渡し時期、平成31年3月19日。

なお、番号2につきましては、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の表示、字阿歴内原野北3線119-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,102㎡外4筆、合計面積は111,393.01㎡。

契約年月日、平成23年5月2日。

契約期間は、平成23年5月2日から平成33年5月1日まで。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 13番・津野君。

○13番(津野 斉君) 13番・津野です。

議案第113号、番号1及び番号2について報告致します。

4月19日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、それぞれ賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

番号1、賃貸人■■■■さん、賃借人■■■■さん、番号2、賃貸人■■■■さん、賃借人■■■■さんの土地の引渡し時期は、共に平成31年3月19日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年3月19日と確認をしてまいりました。

それぞれ引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号3から番号4まで内容2について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

賃貸人、■■■■、■■■■さん。

賃借人、■■■■、■■■■さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野121-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、89,039㎡外2筆、合計面積は208,416㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成27年10月30日。

契約期間は、平成27年10月30日から平成37年10月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年3月22日。

土地の引渡し時期、平成31年3月22日。

なお、番号4につきましては、賃貸人、設定内容、契約年月日、契約期間、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

賃借人、[ ]、[ ]さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野基線12-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、11,527㎡外13筆、合計面積は219,392㎡となっております。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 2番・高松君。

○2番(高松俊男君) 2番・高松です。

議案第113号、番号3及び番号4について報告致します。

4月20日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、それぞれ賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものであります。

番号3、賃貸人[ ]さんと、賃借人[ ]さん、番号4、賃貸人[ ]さん、賃借人[ ]さんの土地の引渡し時期は、共に平成31年3月22日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年3月22日と確認をしております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3から番号4まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

なお、[ ]番・[ ]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

( [ ]君退席)

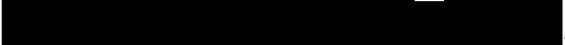
事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号5。

貸貸人、、さん。

賃借人、、

さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野基線11-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,954㎡外6筆、合計面積は166,505㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成27年10月30日。

契約期間、平成27年10月30日から平成37年10月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年3月22日。

土地の引渡し時期、平成31年3月22日。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

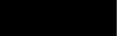
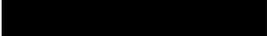
○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松です。

議案第113号、番号5について報告致します。

4月20日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

番号5、賃貸人さんと賃借人さんの土地の引渡し時期は、平成31年3月22日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年3月22日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

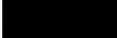
これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

（君復席）

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号6。

貸貸人、  
貸借人、

土地の表示、字虹別原野123-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、41,824㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成28年2月29日。

契約期間、平成28年2月29日から平成37年2月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年4月8日。

土地の引渡し時期、平成31年4月8日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第113号、番号6について報告致します。

4月17日に、現地調査をしてみました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

番号6、賃貸人さんと賃借人のさんの土地の引渡し時期は、平成31年4月8日  
で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年4月8日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号7。

貸貸人、  
貸借人、

土地の表示、字弟子屈825-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8, 242 m<sup>2</sup>外17筆、合計面積が608, 751 m<sup>2</sup>。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成25年6月6日。

契約期間、平成25年6月6日から平成37年6月5日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年3月22日。

土地の引渡し時期、平成31年3月22日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第113号、番号7について説明させていただきます。

4月17日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

番号7、賃貸人[ ]さん、賃借人[ ]さんの土地の引渡し時期は、平成31年3月22日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年3月22日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号8。

賃貸人、[ ]さん。

賃借人、[ ]さん。

土地の表示、字阿歴内原野南2線157-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、33, 490 m<sup>2</sup>外4筆、合計面積が133, 043 m<sup>2</sup>。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成30年3月27日。

契約期間、平成30年3月27日から平成40年3月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年3月25日。

土地の引渡し時期、平成31年3月25日。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 13番・津野君。

○13番(津野 斉君) 13番・津野です。

議案第113号、番号8について説明させていただきます。

4月19日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、借借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

番号8、賃貸人[ ]さん、借借人[ ]さんの土地の引渡し時期は、平成31年3月25日  
日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年3月25日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号8について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号9。

賃貸人、[ ]、[ ]さん。

借借人、[ ]、[ ]さん。

土地の表示、字西熊牛原野12-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、31,537㎡外3筆、合計面積が46,922㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成27年4月30日。

契約期間、平成27年4月30日から平成37年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年4月10日。

土地の引渡し時期、平成31年4月10日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第113号、番号9について説明させていただきます。

4月16日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人[ ]さんと、賃借人[ ]さんの土地の引渡し時期は、平成31年4月10日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年4月10日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号10。

賃貸人、[ ]、[ ]さん。

賃借人、[ ]、[ ]さん。

土地の表示、字雷別130-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,272㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年6月1日。

契約期間、平成28年6月1日から平成33年5月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年4月8日。

土地の引渡し時期、平成31年4月8日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 6・甲斐君。

○6番(甲斐やす子君) 6番・甲斐です。

議案第113号、番号10について説明させていただきます。

4月20日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

番号10、賃貸人[ ]さんと、賃借人[ ]さんの土地の引渡し時期は、平成31年4月8日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年4月8日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

お諮り致します。

番号11から番号12まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号12まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号11。

賃貸人、[ ]、[ ]さん。

賃借人、[ ]、[ ]さん。

土地の表示、字熊牛原野11線西6-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,074㎡外10筆、合計面積は152,723㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成28年4月28日。

契約期間、平成28年4月28日から平成38年4月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年4月10日。

土地の引渡し時期、平成31年4月10日。

なお、番号12につきまして、賃借人、設定内容、契約年月日、契約期間、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号11と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号12。

賃貸人、[ ]、[ ]さん。

土地の表示、字熊牛原野 1 1 線西 5 - 1 の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3, 660 m<sup>2</sup>外 7 筆、合計面積は 85, 776 m<sup>2</sup>。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 9 番・渡邊君。

○9 番(渡邊裕義君) 9 番・渡邊です。

議案第 1 1 3 号、番号 1 1 及び 1 2 について説明いたします。

4 月 1 6 日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、それぞれ賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

番号 1 1、賃貸人 [ ] さんと、賃借人 [ ] さん、番号 1 2、賃貸人 [ ] さん、賃借人 [ ] さん、この土地の引渡し時期は、共に平成 3 1 年 4 月 1 0 日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成 3 1 年 4 月 1 0 日と確認しております。

引渡し期限前 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上であります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号 1 1 から番号 1 2 まで内容 2 件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました 9 番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 1 から番号 1 2 まで内容 2 件については原案可決されました。

続いて番号 1 3 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号 1 3。

賃貸人、[ ]、[ ] さん。

賃借人、[ ]、[ ] さん。

土地の表示、字クチョロ原野北 2 3 線東 5 9 - 1 の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1 0, 5 8 1 m<sup>2</sup>外 4 筆、合計面積は 8 5, 5 6 7 m<sup>2</sup>。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成 3 0 年 6 月 2 7 日。

契約期間、平成 3 0 年 6 月 2 7 日から平成 4 0 年 6 月 2 6 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成 3 1 年 4 月 1 2 日。

土地の引渡し時期、平成 3 1 年 4 月 1 2 日。

なお、調査結果につきましては、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・高橋君。

○15番(高橋政寿君) 15番・高橋です。

議案第113号、番号13について説明させていただきます。

4月18日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

番号13、賃貸人[ ]さんと、賃借人[ ]さんの土地の引渡し時期は、平成31年4月12日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年4月12日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号13について事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号13については原案可決されました。

以上をもって、議案第113号、内容13件については原案可決されました。

#### ◎議案第114号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第7。議案第114号、現況証明願について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第114号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり3件であります。

番号1。

土地の所在、字中チャンベツ 3 9 3 - 4。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、1 2, 4 5 8 m<sup>2</sup>。

農地区分、一般民有地。

利用状況は、山林。

所有者名、          さん。

申請者名、          さん。

調査委員は、甲斐委員、橘委員、類瀬委員、津野委員。

調査年月日は、平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日。

なお、番号 2 と 3 につきまして、調査委員、調査年月日が番号 1 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 2。

土地の所在、字中チャンベツ原野 2 7 0。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、1 2, 4 8 9 m<sup>2</sup>。

農地区分、一般民有地。

利用状況は、山林。

所有者名、          さん。

申請者名、          さん。

番号 3。

土地の所在、字中チャンベツ 3 9 2 - 5。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、3, 3 1 9 m<sup>2</sup>。

農地区分、一般民有地。

利用状況は、山林。

所有者名、          さん。

申請者名、          さん。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 6 番・甲斐君。

○6 番（甲斐やす子君） 6 番・甲斐です。

議案第 1 1 4 号、番号 1 から番号 3 について報告致します。

表記案件については、あっせん案件でありまして、平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日に、橘委員、類瀬委員、津野委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と土地所有者の案内で現地を確認致しました。

資料の 1 ページから 6 ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、原野となっており、隣接農地とははっきり区分されておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 から番号 3 まで内容 3 件について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6 番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで、内容3件については原案可決されました。

以上をもって、議案第114号内容3件については原案可決されました。

#### ◎議案第115号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第8、議案第115号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

議案第115号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字標茶689番地1。

現況地目、畑。

面積、50,182㎡の内26,647.67㎡外1筆、合計27,022.65㎡。

事業計画の名称、フリーストール牛舎・ラグーン・エプロン・スタック・ロール置場施設整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、フリーストール牛舎2,990.25㎡、ラグーン2,300㎡、エプロン741.67㎡、ロール置場2,724.22㎡、スタック2,025㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号1につきましては、調査委員であります高原委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 3番・高原君。

○3番(高原文男君) 3番・高原です。

議案第115号、番号1について報告致します。

4月11日に事務局より調査の依頼があり、4月15日に笛木委員、大泉委員と、事務局より相撲局長、大河原主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の7ページから9ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[ ]で酪農を営む[ ]さんが所有地に農業用施設を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうか意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しています。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設として妥当と判断致しました。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字栄47番地1。

現況地目、畑。

面積、14,230㎡の内8,182.78㎡外1筆、合計10,690.78㎡。

事業計画の名称、パドック施設整備事業。

事業主体、[ ]、[ ]さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、パドック10,690.78㎡。

土地所有者、[ ]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の整備に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外の代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。



転用者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字標茶689-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、26,647.67㎡外1筆、合計27,022.65㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、フリーストール牛舎・ラグーン・エプロン・スタック・ロール置場・作業スペース。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

牛舎1棟、2,990.25㎡。

ラグーン1棟、2,300㎡。

エプロン、741.67㎡。

スタック、2,025㎡。

ロール置場、2,724.22㎡。

作業スペース、16,241.49㎡。

事業費、391,070,160円となっております。

番号1につきましては、調査を笛木委員、大泉委員、高原委員に依頼しておりますが、高原委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・高原君。

○3番（高原文男君） 3番・高原です。

議案第116号、番号1について報告致します。

4月11日に事務局より調査の依頼があり、4月15日に笛木委員、大泉委員と事務局より相撲局長、大河原主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の7ページから9ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は[REDACTED]で営農する[REDACTED]さんが、農業用施設の建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致しました。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号2。

転用者、

さん。

土地の所在、字栄47-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,182.78㎡外1筆、合計10,690.78㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、パドックの設置。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

パドック、10,691.26㎡。

事業費、0円。

番号2につきましては、調査委員を渡邊委員、嶋中委員、森田委員に依頼しておりますが、嶋中委員より報告をお願いします。

○会長(佐瀬日出夫君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第116号、番号2について報告致します。

4月12日に事務局より調査の依頼があり、4月16日に渡邊委員、森田委員と事務局より相撲局長、大河原主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の10ページから13ページに記載されておりますのでご覧下さい。

申請者はで営農するさんが、所有地をパドックとするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致します。

周辺農地へ及びす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可であります。今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられ

ました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は原案可決されました。

以上をもって、議案第116号、内容2件については原案可決されました。

◎議案第117号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第10。議案第117号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容32件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第117号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり32件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字ヌマオロ原野41。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22,680㎡外5筆、合計面積は39,979㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、平成31年4月26日。

対価の支払期限、平成31年5月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、740,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字ヌマオロ原野基線111-4。

地目、登記簿、雑種地。

現況、畑。

面積、788㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、6,000円となっております。

なお、番号1と番号2につきましては、あっせん案件でありますので、改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

なお、[REDACTED]番・[REDACTED]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[REDACTED]君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ651-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,352㎡外1筆、合計面積は82,746㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、平成31年4月26日。

対価の支払期限、平成31年5月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、166,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきまして、あっせん案件でありますので、改めての調査は行っておりません。  
以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

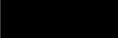
これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

（君復席）

お諮り致します。

番号4から番号5まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字多和161-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,260㎡外2筆、合計面積は10,111㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、平成31年4月26日。

対価の支払期限、平成31年5月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、51,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号4と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字多和161-22。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、75㎡外1筆、合計面積は55,742㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、312,000円となっております。

なお、番号4と5につきましては、あっせん案件でありますので、改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4から番号5まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件については原案可決されました。

続いて、番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線68-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,847㎡外8筆、合計面積は167,720㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、平成31年4月26日。

対価の支払期限、平成31年7月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。



貸主の [ ] さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の [ ] さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号、各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

（ [ ] 君復席）

お諮り致します。

番号8から番号10まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号10まで内容3件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、 [ ]、 [ ] さん。

利用権の設定等をする者、 [ ]、 [ ] さん。

土地の所在、字熊牛原野12線東2-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,883㎡外4筆、合計面積は99,014㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、平成31年4月26日から平成36年4月25日まで。

土地の引渡時期、平成31年4月26日。

金額は、年間316,800円。

支払方法、毎年1月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9と番号10につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号8と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野11線東12-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,673㎡外22筆、合計面積は190,755㎡。

金額は、年間610,400円となっております。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野11線西1-2。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、34,190㎡。

金額は、年間109,400円となっております。

なお、番号8から番号10につきましては、渡邊委員にお願いしておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第117号、番号8から番号10について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月16日に現地調査を行っております。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでありました。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号8から番号10まで内容3件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号10まで内容3件については原案可決されました。

続いて番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、宇西熊牛原野西4線94の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、17,875㎡外20筆、合計面積は303,476㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年4月26日から平成37年4月25日まで。

土地の引渡時期、平成31年4月26日。

金額は、年間869,100円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11の調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第117号、番号11について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月16日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて、耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

続いて番号12を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、宇虹別原野58線103-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,626㎡外1筆、合計面積は28,539㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年4月26日から平成32年4月25日まで。

土地の引渡時期、平成31年4月26日。

金額は、年間58,100円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11の調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第117号、番号12について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号12について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

お諮り致します。

番号13から番号16まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号16まで内容4件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字熊牛原野13線東5-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,147㎡外1筆、合計面積は44,030㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年4月26日から平成36年4月25日まで。

土地の引渡時期、平成31年4月26日。

金額は、年間56,300円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号14から番号16まで、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号13と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字熊牛原野13線西7-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,441㎡外6筆、合計面積は96,967㎡。

金額は、年間105,000円。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字熊牛原野11線西6-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,074㎡外1筆、合計面積11,726㎡。

金額は、年間17,500円。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野11線西5-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,660㎡外7筆、合計面積は85,776㎡。

金額は、年間128,600円。

なお、番号13から番号16まで、渡邊委員に調査依頼をしておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第117号、番号13から番号16について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月16日に現地調査を行っております。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさんとXXXXXXさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXさん、XXXXXXさん、XXXXXXさんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということであります。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号13から番号16まで内容4件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号16まで内容4件については原案可決されました。

続いて番号17を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字上多和112-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8, 889 m<sup>2</sup>外16筆、合計面積は334, 324 m<sup>2</sup>。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、平成31年4月26日から平成41年1月29日まで。

土地の引渡時期、平成31年4月26日。

金額は、無償となっております。

なお、番号17の調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第117号、番号17について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月18日に現地を調査してまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[ ]さんは、農地を借受け粗飼料確保を図るということでした。

この使用貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号17について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17については原案可決されました。

続いて番号18を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字上多和原野東1線12-2の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、21, 139㎡外4筆、合計面積は48, 440㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年4月26日から平成36年4月25日まで。

土地の引渡時期、平成31年4月26日。

金額は、年間80, 000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号18の調査については、大泉委員に依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第117号、番号18について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月18日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[ ]さんは、農地を借受け粗飼料確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号18について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18については原案可決されました。

続いて番号19を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号19。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字標茶 5 3 4 - 1 の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6 1, 0 3 6 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計面積は 6 1, 1 3 1 m<sup>2</sup>。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成 3 1 年 4 月 2 6 日から平成 4 1 年 4 月 2 5 日まで。

土地の引渡時期、平成 3 1 年 4 月 2 6 日。

金額は、年間 6 0, 0 0 0 円。

支払方法は、毎年 1 1 月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 1 9 の調査については、大泉委員に依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8 番・大泉君。

○8 番（大泉義明君） 8 番・大泉です。

議案第 1 1 7 号、番号 1 9 について報告致します。

4 月 1 2 日付けで事務局より調査依頼がありまして、4 月 1 8 日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 9 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 8 番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 9 については原案可決されました。

続いて番号 2 0 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号 2 0。

利用権の設定等を受ける者、  
さん。

利用権の設定等をする者、  
さん。

土地の所在、字クチョロ 1 9 1 - 1 の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1, 2 1 5 m<sup>2</sup>外 3 2 筆、合計面積は 7 5 8, 3 6 7 m<sup>2</sup>。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成 3 1 年 4 月 2 6 日から平成 4 1 年 4 月 2 5 日まで。

土地の引渡時期、平成 3 1 年 4 月 2 6 日。

金額は、年間 2, 4 2 6, 7 7 0 円。

支払方法は、毎年 1 0 月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 2 0 について、高橋委員に調査依頼をしておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1 5 番・高橋君。

○1 5 番（高橋政寿君） 1 5 番・高橋です。

議案第 1 1 7 号、番号 2 0 について報告致します。

4 月 1 2 日付けで事務局より調査依頼があり、4 月 1 8 日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のさんは農地を借受け、粗飼料確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 2 0 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 5 番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 0 については原案可決されました。

続いて、番号 2 1 を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号21。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字クチョロ108-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、24,972㎡外7筆、合計面積は198,608㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年4月26日から平成41年4月25日まで。

土地の引渡時期、平成31年4月26日。

金額は、年間635,540円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号21の調査については、高橋委員に依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第117号、番号21について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月18日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号21について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

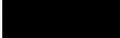
これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号２１については原案可決されました。

（君復席）

お諮り致します。

番号２２から番号２４まで内容３件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

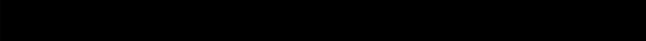
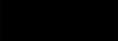
よって、番号２２から番号２４まで内容３件を、一括議題と致します。

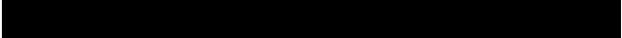
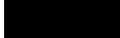
事務局より内容説明致します。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君）はい。

番号２２。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字クチョロ原野北２５線３１－４の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、４，４９１㎡外８筆、合計面積は３１，２３４㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成３１年４月２６日から平成３６年４月２５日まで。

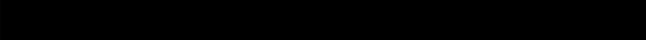
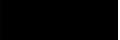
土地の引渡時期、平成３１年４月２６日。

金額は、年間９９，９４０円。

支払方法は、毎年１０月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号２３、２４につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号２２と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号２３。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

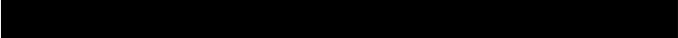
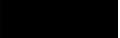
土地の所在、字クチョロ原野北２６線２８－２の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、１６，４４５㎡外２筆、合計面積は６６，８５５㎡。

金額は、年間１４０，３９０円となっております。

番号２４。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

土地の所在、字クチョロ原野北１６線西１５の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、４２，８６１㎡。

金額は、年間９０，０００円となっております。

なお、番号２２から番号２４まで、調査につきましては、高橋委員に依頼しておりますので報告

をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第117号、番号22から番号24について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼があり、4月18日に現地調査を行ってまいりました。利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の[ ]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さん、[ ]さんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号22から番号24まで内容3件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号22から番号24まで内容3件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号25から番号26まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号25から番号26まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号25。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字雷別130-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,272㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年4月26日から平成36年4月25日まで。

土地の引渡時期、平成31年4月26日。

金額、年間57,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号26につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号25と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号26。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字中チャンベツ289-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,196㎡。

金額は、年間5,600円となっております。

なお、番号25から番号26まで、甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第117号、番号25から番号26について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号25から番号26まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号25から番号26まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号27を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号 27。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字阿歴内原野南 2 線 1 5 7 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、33, 490㎡外 4 筆、合計面積は 133, 043㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成 31 年 4 月 26 日から平成 40 年 4 月 25 日まで。

土地の引渡時期、平成 31 年 4 月 26 日。

金額は、年間 425, 700 円。

支払方法は、毎年 10 月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 27 の調査について、津野委員に依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13 番・津野君。

○13 番（津野 齊君） 13 番・津野です。

議案第 117 号、番号 27 について報告致します。

4 月 12 日付けで事務局より調査依頼がありまして、4 月 19 日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 27 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 13 番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 27 については原案可決されました。

お諮り致します。

番号28から番号29まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いを。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号28から番号29まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号28。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字ルルラン105-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,584㎡外1筆、合計面積は45,964㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年4月26日から平成37年4月25日まで。

土地の引渡時期、平成31年4月26日。

金額は、年間100,000円。

支払方法、毎年10月末日までに支払うこととなっております。

なお、番号29につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号28と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号29。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字多和354-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、30,035㎡外20筆、合計面積は343,481.85㎡。

金額は、年間1,000,000円となっております。

なお、番号28から番号29まで、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 6番・甲斐君。

○6番(甲斐やす子君) 6番・甲斐です。

議案第117号、番号28から番号29について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、番号28が新規で、番号29が継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。



借主の■■■■■さんは、農地を借受け粗飼料確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号30について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号30については原案可決されました。

お諮り致します。

番号31から番号32まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号31から番号32まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号31。

利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

土地の所在、字塘路原野北8線101-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,290㎡外12筆、合計面積は171,287㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年4月26日から平成41年4月25日まで。

土地の引渡時期、平成31年4月26日。

金額は、年間513,861円。

支払方法、毎年9月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号32につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号31と同じであり

ますので、説明を省略させていただきます。

番号32。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字阿歴内原野北3線119-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,102㎡外4筆、合計面積は111,393.01㎡。

金額は、年間226,660円となっております。

なお、番号31から番号32まで、津野委員に依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 斉君） 13番・津野です。

議案第117号、番号31から番号32について報告致します。

4月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号31から番号32まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号31から番号32まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案117号、内容32件は原案可決されました。

#### ◎議案第46号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第118号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第118号について説明させていただきます。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、別紙のとおりとなっております。

内容につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

審議のほど、宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第118号は原案可決されました。

#### ◎議案第119号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第119号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第119号について説明をさせていただきます。

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）、別紙のとおりとなっております。

なお、説明につきましては先ほどの全体協議会で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

審議のほどを宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第119号は原案可決されました。

◎議案第120号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第120号、平成31年度標茶町農業委員会事業計画についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第120号について説明をさせていただきます。

平成31年度標茶町農業委員会事業計画について、平成31年度標茶町農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求めるものであります。

平成31年度標茶町農業委員会事業計画、別紙のとおりとなっております。

この事業計画につきましては、毎年4月に標茶町農業委員会の計画として、事業計画を定めているものであります。

最初の前文と活動方針のみ読み上げて提案をさせていただきます。

平成31年度標茶町農業委員会事業計画。

I 農業情勢と課題。

本町の農業は、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地型酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきたほか、肉牛の生産・販売にも積極的に取り組み、野菜生産においては、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

しかしながら、担い手の不在など依然厳しい経営環境におかれ、新規就農研修制度の充実を図っておりますが、離農戸数も高く推移しております。

なお、農業委員会組織・制度改革については、改正法に基づく農業委員改選が行われました。

これまで同様、法令業務・振興業務の積極的な取り組みはもとより農地利用最適化の確実な実施に努めてまいります。

このような状況を踏まえ、本会は「農業委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、本町農業の持続的発展と、本町の振興に寄与するため「行動する農業委員会」としてさらに取り組みを強化し農業・農業者の公的代表機関として本町農業振興のために関係機関・団体との連携強化を図り積極的な活動を推進してまいります。

II 活動方針

1 農業委員会活動を実現するため農業委員自ら実践行動に取り組む。

2 地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する。  
その他の内容につきましては、次のページ以降通りでございますので、省略致します。

審議のほど宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。  
以上をもって、議案第120号は原案可決されました。

◎議案第121号

- 会長（佐瀬日出夫君） 日程第14。議案第121号、農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

- 振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第121号について説明をさせていただきます。

農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（平成29年7月31日制定）を見直すことについて議決を求めるものであります。

農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）別紙のとおりであります。

一番下、4番のですね、その他 この指針は、年度初めに見直しを行うことを原則とする、とありますので昨年度のものを見直した次第でございます。

主な変更点はですね、2番の担い手への農地利用集積について。

(1) 平成31年度の目標71haとなっております。

これはですね、標茶町の耕地面積28,900haからですね、農地公共牧野などの3,500haありますが、これについて担い手集積率は反映してないので、3,500haを除いた、95%の集積率を目指す設定となっております。

これを、先ほどの全体協議会でですね、10年後の95%を達成するために、毎年集積実績に基づいて計算した値が、今年については71haとなった次第でございます。

主な変更点は以上です。

審議のほど宜しくお願い致します。

- 会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第121号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

- 会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第23回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第23回標茶町農業委員会総会を閉会致します。  
どうも御苦労さまでした。

（午前12時36分閉会）